

機能性表示食品制度における  
機能性関与成分の取扱い等に関する検討会  
第6回議事録

消費者庁食品表示企画課

第6回 機能性表示食品における  
機能性関与成分の取扱い等に関する検討会  
議事次第

日 時：平成28年6月30日（木）14：00～15：58

場 所：中央合同庁舎第4号館共用220会議室

- 1 開会
- 2 栄養成分の取扱いについて
- 3 その他
- 4 閉会

○寺本座長 それでは、ほぼ定刻になりましたので、ただいまから第6回「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」を開催いたします。

委員の先生方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日の出欠状況でございますが、田口委員が御欠席と伺っております。

続きまして、資料配付の確認を、消費者庁食品表示企画課の赤崎課長、どうぞよろしくお願いたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、「議事次第」、資料「栄養成分の取扱いについて」、参考資料「機能性表示食品の届出情報の機能性表示食品制度届出データベースへの移行及び『機能性表示食品の届出情報検索』ページの二次元コードの掲載について」、「今後のスケジュール（案）」がございます。

加えて、委員のほうから御提出いただいている資料ということで、関口委員提出資料、澤木委員提出資料がございます。

そのほか、関口委員からの参考資料が机上に配付されております。

以上でございます。不足等ございましたら、御連絡願います。

○寺本座長 それでは、ここでカメラの方につきましては御退席をお願いしたいと思います。報道関係の方も傍聴席にお戻りいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（報道関係者、退席・移動）

○寺本座長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。本日は、「栄養成分の取扱いについて」ということで議論を行いたいと思います。

初めに、事務局のほうから資料の御説明をお願いいたします。

○清野食品表示企画課課長補佐 「栄養成分の取扱いについて」という資料を御準備いただければと思います。

表紙をおめくりいただきまして、具体的な論点ということで、第2回の検討会でお示しさせていただいたものでございます。今回、安全性の確保の2回目、そして機能性表示についての1回目の御議論をいただければと考えております。

ページをおめくりいただきまして、3ページ、4ページにつきましても、第2回の検討会で示させていただきまして、それぞれの具体的な論点でございます。

続きまして、5ページ、6ページ、7ページでございますが、こちらは第4回検討会で提示させていただきまして、第3回の検討会で各事業者団体の方々から御提案をいただいた内容の概要となっております。

続きまして、8ページでございます。

8ページにつきましては、具体的に対象とする栄養成分について御提案いただいた内容でございます。こちら第4回でお示しした内容と重複する部分がございますけれども、下のほうに書いてありますガイドラインの改正（案）、第4回で健康食品産業協議会から

御提示いただいた内容となっております。

おめくりいただきまして、9ページはビタミン、ミネラルについての事業者団体からの提案でございます。

こちら健康食品産業協議会から、第4回の検討会で具体的な提案ということでお示しいただきましたものを、下のほうに入れ込ませていただいております。内容といたしまして、今回の制度への組込みを希望するビタミン、そして今回の制度への組込みを希望するミネラルということで御提示いただいております。

下のほうに行きますけれども、商品設計上の配慮、それから表示による過剰摂取の注意喚起、そして表示以外の情報提供による過剰摂取の注意喚起といったことについて、第4回の検討会で資料のほうを御提示いただいております。

おめくりいただきまして、10ページでございます。これらの御提案につきまして、第4回の検討会で委員の先生方からいただいた主な意見について、事務局のほうでまとめさせていただきます。

全般の意見といたしまして、食事摂取基準で摂取基準が策定されている栄養成分については、機能性表示食品の対象とすべきでないといった意見。保健機能食品制度として、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品があり、消費者がそれぞれの特徴を理解していかすように考えていかなければならない。分析方法の公開と検証は今後の課題としてほしいとの御意見をいただきました。

たんぱく質、脂質につきましては、きちんとした分析方法があることが大前提である。また、業界から具体的に提案できなかったのは、定性的又は定量的にきちんと測れないものについて、すぐに入れることはなかなかできないだろうということから、提案しなかったという御説明もございました。また、例示として挙げられていたものについては、物質名ではないので、整理する必要があるといった御意見。あるいは、現在、ガイドラインのほうで対象としておりますアミノ酸についても、非常にリスクがあるのではないかという御意見もございました。

続きまして、11ページでございます。

糖質、糖類につきましては、エネルギーになりにくいものについては対象としてもよいのではないかと。ただし、どこで線引きをするかというのは議論が分かれるかもしれないといった御意見がございました。また、吸収しにくいものなどは対象としてあり得るのではないかと。特定保健用食品の中で十分にエビデンスが積み重ねられたもののみ可能ではないか。一気に広げるとするのは危険であるといった御意見もいただいております。

また、事業者団体のほうから御提案をいただきました「機能性糖質」、「機能性糖類」といったものについて、きちんと定義したほうがよいという御意見をいただいております。また、ポジティブリストにしないと、何でもOKになってしまうのではないかと。それに対しまして、この制度においては、エビデンスと安全性を見つけてくるのは事業者であるとい

うことで、ポジティブリストはなじまないのではないかと御意見もいただいております。

安全性の確保につきましては、糖質については、食品安全委員会の評価を受けているものとそうでないものがあるので、届出書類のレベルを高くして、こういったデータが必要だということを明確にしない限り、安全性の確保は難しいのではないかと御意見をいただいております。また、急性での下痢など体調の変化を来すものもござります。そうしたものについて、どのように安全性を担保するのかと御意見もいただいております。

次、おめくりいただきまして、ビタミン、ミネラルについての御意見でございます。

食事摂取基準との整合性という観点からは、三次機能を表示する必要があるということであれば、栄養機能食品制度を見直すのが本筋ではないか。また、ビタミン、ミネラルの場合は、保健薬、栄養機能食品があり、そこに機能性表示食品も追加されると分かりにくくなる可能性がある。機能性表示食品にはなじまないと整理したほうがよいのではないかと御意見をいただいております。一方で、栄養機能食品は表示できる機能が限られている。それ以外のエビデンスのある情報を消費者は求めている。機能性表示食品には、三次機能を活用していこうという大きな目的があり、ビタミン、ミネラルに適用しないでよいのか。また、正しい情報をエビデンスに基づいて提供しようというのが本制度なので、それをどうやって消費者に届けたらよいのかということから考えてみる必要があるのではないかと。機能性表示食品と栄養機能食品の区分を明確にするのであれば、あるビタミンの三次機能を国が保証してもよいということになった場合、機能性表示食品から栄養機能食品に上げるというのが考えられるのではないかと御意見をいただいております。また、通常の食事が基本であって、三次機能だけの食事ということはあり得ない。一次機能だけでなく、三次機能が本当に存在するのであれば、それを国民に知らせていくことは大切。一方で、一次機能から始まる食事摂取基準であらねばならない。それが理想である。そこが保証されるということが前提で次の話に進むのであろうと御意見をいただいております。

おめくりいただきまして、13ページでございます。

安全性の観点に関して、過剰摂取については、成分によって基準が大きく異なる。専門的な部分で切り分けが必要ではないか。過剰摂取を防ぐために消費者に機能性だけでなく安全性の基準を表示で知らせるのはどうか。栄養機能食品の制度が既にある中で、機能性表示食品制度に同じような栄養成分を入れると混乱を招く。消費者が求めていくとなれば確実に過剰摂取につながる。ビタミン、ミネラルは、機能性表示食品にはなじまないと整理した方がリスクが少ないと思う。一番に考えるのは過剰摂取のリスクであるという御意見をいただいております。また、事業者団体からの提案に、耐受上限量の何割に相当するかを表示するという意見がありましたけれども、これについては、耐受上限量を超えると危ないという数字であるので、それに対して何割摂っているかという話は論外である。健康

食品の量はばらつきが大きい。ミネラルのように危なくなるものがある。最終的に品質管理をそこまで見るわけではないので、かなりリスクが高いものになる。食品安全委員会の報告書のメッセージを重く受けとめるべきである。また、食事摂取基準の耐容上限量については、科学的エビデンスが非常に高いものでありますので、算定の根拠といったものをよく踏まえて耐容上限量をお使いいただきたい。脂溶性ビタミンとミネラルに関しては、複数の異なる商品を摂取することによって、本人も、販売した企業も気付かぬうちに健康障害が生じる可能性を否定できない。どのように保証してあげられるのかといった御意見をいただいております。

おめくりいただきまして、14ページでございます。

生鮮食品につきましては、生鮮食品から導入するというのも一案であるという御意見がある一方で、生鮮食品で品質管理を行うのは非常に難しい。季節変動や産地を考えても非常に難しいのではないかと。生鮮食品を認めるのであれば、生鮮食品の生産形態やGMPのような仕組みをつくらないと難しい。栄養機能食品に既に生鮮食品があるので、機能性表示食品の中にわざわざ生鮮食品を入れる必要はないのではないかと。また、生鮮食品で考えなければいけないのは、量と摂取頻度。栄養機能を持っている物質が入っているということと役に立つということがイコールで結び得ないというのが生鮮食品の大きな問題点といった御意見をいただいております。

また、消費者のメリット、消費者教育等ということについては、ビタミン、ミネラルに関しては、三次機能を理解して、それを積極的に日常生活に取り入れていくより、毎日新鮮な肉や魚や果物や野菜をしっかり摂るのがよいのではないかと。恐らく、そういったことで三次機能の大半は満たされるのではないかと。第三次食育推進基本計画が閣議決定され食生活指針も改定されており、本来学ぶべきものはそちらである。また、消費者教育を誰が、どこでやるのが重要といった御意見もいただいたところでございます。

ページをおめくりいただきまして、議論に当たっての基本的な考え方ということで、前回、第4回の検討会でお示しさせていただいたものになります。

議論に当たりましては、本制度が事業者の責任において届出を行う制度であるということが前提としてございます。

一方で、安全性の確保というのが第一に考慮される必要がございます。

そして、消費者の誤認を招かない、自主的かつ合理的な選択に資する制度でなければならない。

また、関連する諸制度や関係機関から示されている知見との整合性を考慮する必要があるということで、基本的な考え方のほうをお示しさせていただいているところでございます。

資料をおめくりいただきまして、16ページでございます。こちらにつきましては、本日の検討事項ということで御提案させていただいております。

糖質、糖類につきましては、対象とする栄養成分の範囲ということで、先生方からもエ

エネルギーになりにくいものについては、対象としてもよいのではないかという御意見がございました。そこで、一部の糖質、糖類について、対象としてはどうか。

また、仮に対象とする場合にはどのように定義するかということで、この制度が届出制ということに鑑みますと、客観的に判断できる必要があるのではないかと。また、安全性の観点から成分を限定する必要があるかということで、検討事項を挙げさせていただいております。食品安全委員会の評価を受けたものと、そうでないものがあるなど、御意見をいただいております。

安全性の評価内容は現行どおりでよいかということで、現行では、喫食実績に基づく評価、既存情報に基づく評価、そして安全性試験に基づく評価のいずれかで、事業者が評価し、十分と判断したものについて届出をすることとなっています。対象とする糖質、糖類の安全性の評価の届出は現行どおりでよいか。

また、過剰摂取を回避するための表示は現行どおりでよいかということで、過剰摂取に関しては、事業者が容器包装に注意喚起を行うことでよいかということで検討事項にさせていただきます。

また、機能性の表示について特に留意する事項がございましたら、御意見をいただければと思います。

たんぱく質、脂質につきましては、提案されているものが物質名でない、あるいは定性・定量可能なものであるかといった指摘がございました。たんぱく質、脂質について、どのように考えるかということで検討事項を挙げさせていただいております。

ページをおめくりいただきまして、17ページです。こちらは、ビタミン、ミネラルの検討事項を挙げさせていただいております。

対象とする栄養成分の範囲ということで、先ほど御説明させていただきました9ページのほうに具体的に、前回、第4回で御提案いただいておりますけれども、具体的な提案があった栄養成分のうち、過剰摂取による健康被害のリスクが否定できない栄養成分（耐容上限量が設定されている栄養成分）について、本制度の対象になじまないという意見が見られております。これらを対象とすべきかという点。

具体的な提案があった栄養成分のうち、耐容上限量が設定されていない栄養成分について対象とすべきか。

それから、安全性の確保ということで、仮に、対象とするビタミン、ミネラルがある場合、過剰摂取をどのように回避するかということで、上の対象範囲の議論と、こちらの議論を一体的に行う形なのかもしれませんけれども、9ページのほうに前回、第4回で事業者団体のほうから御提案いただいております商品設計上の配慮ですとか注意喚起表示、表示以外の情報提供ということで御提案いただいておりますので、それらなども踏まえて御意見をいただければと思っております。

また、機能性の表示の観点。栄養機能食品と異なる機能が表示されること、また、食事摂取基準に定められている量及び機能と異なる機能性を表示することが、消費者の混乱を

招くという意見が出されております。また、栄養成分について第三次機能があるのであれば、栄養機能食品を見直せばよいのではないかといたした御意見も出ているところでございます。仮に、対象とするビタミン、ミネラルがある場合に、表示できる機能の範囲をどのように考えるか。また、消費者の混乱を招かないためにどのような方策をとることができるのかといったことを検討事項として挙げさせていただきました。

検討事項については、以上でございます。

ページをおめぐりいただきまして、参考でございますけれども、昨年度の予算事業で実施いたしました機能性表示食品に対する消費者意向等調査事業の結果について、簡単に御説明させていただきます。

19ページは、前回も示させていただきました調査の概要となります。

20ページは、調査対象者の属性となります。

21ページから概要をお示ししております。こちらは、1日に摂取すべき必要なエネルギー量や栄養素量に関する知識ということで、自己評価でございますけれども、「十分に知っている」と回答した者は5.4%、「ある程度知っている」と回答した人が42.7%でございました。

また、必要なエネルギー量や栄養素量の食事からの摂取状況の認識ということで、「十分に摂取できていると思う」人は15.1%、「ある程度摂取できていると思う」方は50.7%でございました。

次、おめぐりいただきまして、22ページでございます。栄養素の性質、はたらきに関する知識ということで、正しい回答をした者の割合は、各問におきまして4割から5割程度でございました。

おめぐりいただきまして、23ページ、健康食品に対する考え方ということで、「健康食品は食品であるため、たくさん量を摂っても問題がない」との間に対して、「そう思わない」と回答した方は73.5%でございました。

また、「健康食品の摂取の仕方によっては健康被害が出る可能性がある」という間に対して、「そう思う」と回答した人が71.5%でございました。

次のページでございます。健康食品に対する考え方で、「健康食品を長期間毎日摂り続けても問題がない」という間に対して、「そう思わない」と回答した方が41.2%でございました。

「健康食品は病気の予防に効果がある」との間について、「そう思わない」と回答した方は24.4%でございました。

25ページは、最近1年間の健康食品の摂取状況及び摂取している品目数でございます。こちらにつきましては、摂取したことがある健康食品の製造・販売社名と商品名を書きいただき、集計しております。摂取している者の割合は、男性で24.2%、女性が32%。摂取している品目数が1品の者は70%、2品が17.6%、3品以上が12.3%という状況でございました。



次、26ページでございます。摂取している健康食品の種類ということで、記載していただいたものを特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品等と分けて分類したのになっております。

その結果、特定保健用食品14.1%、栄養機能食品11.3%、機能性表示食品3.1%という結果でございました。

右側が摂取している健康食品の摂取目的を示しております。

続きまして、27ページでございます。今後の健康食品の利用意向ということで、健康食品を摂取している方に今後の利用意向についてお聞きしています。その結果、「きっかけがあれば止めたいと思う」、「止めたいと思う」と回答した方がそれぞれ17.1%、11.9%でございました。

複数の健康食品を摂取した場合の過剰摂取については、男性の約5割、女性の約3割が「考えたことがない」と回答しておりました。

調査結果は以上でございます。

私の説明は、以上でございます。

○寺本座長 どうもありがとうございます。

それでは、本日は栄養成分の取扱いについて、安全性の確保及び機能性の表示という観点から議論を進めていくこととなりますが、関口委員から資料が提出されておりますので、御説明をよろしくお願ひしたいと思います。10分ぐらいで。

○関口委員 健康食品産業協議会の考え方をまとめましたので、本日設定されている検討事項に沿って整理して御説明いたします。

まず、糖質、糖類でございます。

対象としては、表にあるような機能性を有する成分が例として考えられます。第4回で、機能性糖類、糖質の定義について御意見をいただいております。私どもとしては、主として、栄養源、エネルギー源とされる成分（デンプン、砂糖、ぶどう糖、果糖及び乳糖）を除く、機能性・安全性を確認した糖質、糖類のみを対象とすることが適切であると考えております。

次のページでございます。安全性への配慮案でございます。他の食品成分に比べると、この領域の成分は安全面での問題は少ないと思いますが、基本的には改訂されたガイドラインに沿って、安全性審査結果の調査を含め、きっちりと評価していけばよいと考えております。糖質業界の皆さんからは、毒性試験や臨床試験などの1次情報や、食品安全委員会の評価書を含む2次情報のレビューを自主的に行っていきたいということを聞いております。

また、注意喚起表示は、当然ながら、ここに例示したようなものが必須と考えております。機能性の表示についての留意について、以上で十分と我々は考えております。

次のページでございます。以前の検討会で質問のあった最終商品での定量法でございますが、この糖類、糖質の領域の成分は、HPLCでの測定法が確立されております。また、定

性法もそれぞれについて既存の方法が確立されております。

本日の消費者庁の資料の検討事項で、次のたんぱく質、脂質でございますが、これについては、現行の運用に対して特に意見はございませんので、資料は提出しておりません。

次は、ビタミン、ミネラルになりますが、このビタミン、ミネラルの議論に入る前に、トコトリエノールの取扱いに関する確認をさせていただきます。食事摂取基準の検討会では、トコトリエノールは、食事摂取基準上でのビタミンEではないと位置付けられておりますので、トコトリエノールは機能性表示食品制度の対象であると理解しているということを、このビタミン、ミネラルに入る前に確認させていただきました。

次に、ビタミン、ミネラルについて、まず制度の対象にすべきであるかということについて、私どもの意見を述べさせていただきます。ここにコーデックスの健康強調表示の定義をお示ししております。一番左側のカラムが1次機能に関することで、これが日本の栄養機能食品に該当いたします。中央は3次機能で、機能性表示食品に相当するものと考えております。ちなみに、右のカラムは特定保健用食品の疾病リスクの低減表示に当たると考えております。

栄養成分の3次機能の存在もグローバルに認められており、このように表示の対象とされているわけであり、EUや米国等、世界各国でこの3次機能は表示されておりますので、私どもとしては栄養成分の3次機能表示は機能性表示食品制度に取り入れるのが適当だと考えております。

次のページでございます。ビタミン、ミネラルの市場実態でございます。

機能性・安全性について何も表示されていない、「いわゆる健康食品」のジャンルで、既に日本の市場には、以前から申し上げている通りこのビタミン、ミネラルのサプリメントが数多く存在します。また、ビタミン、ミネラルについては、この製品が市場の中心で大量の製品が販売されているアメリカでも、重篤な有害作用は特に聞き及んでおりませんが、さらに安全で適切な使い方を消費者に促すためには、「いわゆる健康食品」にしておくのではなく機能性食品表示制度に組み込むことが有効だと考えております。

次のページでございます。ビタミン、ミネラルのうち、耐容上限量がある栄養素の場合の例として、ビタミンDをここで例示しております。

食事摂取基準の目安量と国民の摂取実態が図の下の破線の楕円で、栄養機能食品の機能表示が黒い長方形に記載されています。機能性表示食品で想定される用量範囲がその破線楕円で、第3次機能発現のプラスオン量としては、10から20 $\mu$ gの使用を想定しております。この図の通り食事からの摂取量と三次機能発現量を足しても、耐容上限量の100 $\mu$ gとは、まだ相当に開きがあります。

このような状態が通常のパターンになると思われまので、これを前提に耐容上限量を厳守するために、我々としては右上の四角に囲んだ3点、配合上限量の設定、ラベルでの注意喚起、それに加えて安全性情報の啓発活動を行えば、過剰摂取の問題は回避可能と考えております。個々の成分の扱いをどうするかは、この場ではなく、専門家に検討いただ

くのが適切と考えております。

次のページでございます。特に議論が多かったビタミンDを先程例に挙げましたが、この安全性については、我々業界が独善的に主張しているのではなく、専門家の見解があることも申し添えさせていただきます。

次のページでございます。耐容上限量のない成分については、極めて安全性が高いことがさまざまな研究で検証されております。栄養素でない成分よりも厳しい規定を設ける必然性は乏しいので、現行ガイドラインの安全性評価で十分と考えております。ただ、栄養成分であることを鑑みて、1と2に示すようなラベルの表示又は安全性情報の啓発活動を実施することが適切であると考えております。

次のページでございます。複数成分の配合の場合の例示としてビタミンB<sub>6</sub>、B<sub>12</sub>と葉酸をあげました。

組合せにより、独自の効果が発揮される例もあり、また特徴を出しやすい領域なので、今後、幅広く研究されることが予想されます。また栄養素と非栄養素との組合せも考えられると思います。科学的根拠と安全性の担保が必要なことは当然ですが、それが満たされれば、栄養成分も含む複数成分配合も機能性表示食品の対象とすべきと考えております。

次のページは「消費者の混乱」に対する考え方です。

「消費者の混乱」の御指摘が、これまで数多くありました。私どもの考えを整理してお示ししております。

まず、栄養成分には多岐にわたる役割や機能が実際に存在するので、これは消費者に積極的に啓発すべきであると考えます。

次に、複数制度の対象、さらに複数の機能により異なる効果発現量が存在する先行例は、例えば難消化性デキストリン等、幾つか存在しておりますが、実態として消費者の皆様には大きな混乱が生じているとは認識しておりません。また、機能性表示食品にすることで、逆に丁寧で正しい説明が可能になりますので、消費者の理解はむしろ改善すると考えております。

最後は分析法の開示についてです。

先ほど糖類、糖質についての分析の状況を説明しましたが、全般的な分析について説明いたします。開発に多大な労力がかかり苦労して確立した食品試料の分析法を後発他社に自由に使われたくないとの声が多く出ていますが、情報漏えい等の面が保証されれば、中立的な第三者への開示は問題ないと考えております。

これで産業協議会の提案は終わりますが、栄養成分に関する安全性の議論はこれが最後なので、ぜひ我々が今、提示した業界案について御意見を賜れればと思っております。以上でございます。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日はこの3つについて御議論をいただくこととなりますけれども、今もお話ございましたけれども、一部の糖質、糖類というものについて対象にするということが

今も挙がっていましたがけれども、この安全性の問題等々も考えて御議論いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。

○合田委員 今の話は糖質ということですね。私は、糖質は言われたように対象にしていると思うのですがけれども、1つだけ大事なものは、糖質は合成的なものが可能なので、ここで議論する対象は、合成物は全部外してしまわないといけないかなと思います。基本的に合成経路で作られたものというのは、入ってくると予想される不純物は医薬品のように管理しないと、触媒由来のものもあるし、工程由来の溶媒とかたくさんございますから、それを対象としてしまうとこの議論にはなじまないと思います。だから、全て従来から食品で普通の天然物、ぎりぎり培養法で作られているものを対象として議論するというのが前提だと思います。

○寺本座長 食経験とか、そういったこともある。

○合田委員 食経験と言ってしまうと、そのもの自身は食経験があるわけです。ですがけれども、合成物であると区分上どうかという問題も出てくるのですがけれども、それ以上に品質管理の問題を非常に厳しく考えないといけない。それをやってしまうと、ここの議論から離れてしまいますので。

○寺本座長 わかりました。

そのほかいかがでございましょうか。例として、関口委員の資料の2ページに、機能性関与成分となり得る糖類・糖質の例という形で記載がございしますが、これに関して、いかがでございましょうか。恐らく、先ほどのいわゆるエネルギーとしては、ほとんどエネルギーにはならない、もしくは極めてなりにくいということから選ばれたものかなと思います。これはいかがでございましょうか。

どうぞ。

○森田委員 関口委員が御提案された2ページの糖質というのは、全て特定保健用食品の関与成分ということだと思います。一部のものに関しては、ノンカロリーのものがありますし、ゼロから4kcal、さまざまなものがあるかと思うのです。けれども、こういうふうに例と書かれてしまうと、この中には特定保健用食品に入っていない希少糖とか、そういうものはここには入っていないのですがけれども、例と書かれると、また希少糖みたいなものが出てくるかもしれないので、むしろ特定保健用食品の関与成分と限定してしまったらいいのではないかと思うのですがけれども、いかがでしょうか。

○寺本座長 合田委員、どうぞ。

○合田委員 一番議論すべきことは安全性だと思うのです。特定保健用食品は安全性を審査されていますし、食品添加物で既に使われているものは安全性が審査されているのですがけれども、希少糖も含めて安全性の審査がオフィシャルにされている場合とされていない場合があって、そこをどうするかというのが多分一番議論しないといけないところだと思います。

関口さんが提案されていて、こういう改善されたガイドラインに則り、と書かれているのですけれども、このガイドラインはそれを対象として、皆さん議論したわけじゃないのです。だから、少なくともどういう安全性のデータが必要なのかということについて、提出書類として、こういうことが必要というのをどこか、ここでは多分議論できないので、プロフェッショナルな人が集まって、ある一定のルールをつくって、そういうルールのデータが提出されたものはよしという形が一番建設的じゃないかと私は思います。

○寺本座長 関口委員、どうぞ。

○関口委員 確かに前回の議論でポジティブリスト化の話が出ましたが、私が今回示した定義は、主に栄養源とされる成分は不可で、それを除く糖類・糖質は関与成分になり得るという定義案なのです。先生から出ているとおり、希少糖のように新たに出てくるものについての安全性の確認をどうするかということが議論になると思います。私は、安全性の確認方法については、今、合田先生がおっしゃったように、この場で具体的に方策を議論する事は難しいので、専門家の先生に、例えば全く新しい糖については、この様な安全性データが必要だということを議論していただくのが妥当だと思います。

○寺本座長 これはどうなのですか。安全性評価委員会か何かでやる。

○合田委員 本当は食品安全委員会にかけるという話になってしまうかどうか、そこが難しいですね。要するに、基本的には食品安全委員会にかからないで売られている健康食品はたくさんございますから、そういうものを先に売っておいて、その食経験に基づいて安全だと言う人もよくいますね。その辺のところをどう考えるか。

あと、量との関係がありますし、体質との関係もありますから、すごく難しいです。ただ、データとしていろいろなデータをたくさんお持ちであれば、こういうデータがそろっていれば、基本的には企業の判断で売ってもよいとか、そういうハードルを提出書類のところで作らないと、この制度にはなじまないかなと思います。

○寺本座長 迫委員、どうぞ。

○迫委員 今の御意見というのは、この糖質、糖類を認めていくという前提での御意見であらうと思いますが。

○寺本座長 ある程度。

○迫委員 ある程度認めていくという範囲をどういうふうに設定するのか。希少糖が先ほど出ましたけれども、これから何がどう出てくるかわからない。しかも、それが十分研究されたものかどうかもわからない。使われた実績もない。そこまで示していくという方向であるならば、今回の議論の前提には入ってこないと考えております。

ですから、この2ページで出されているリストの中で、例えば難消化性デキストリンのような、国の規格基準型特定保健用食品として既に位置づけられているもの、ここまではぎりぎり譲ってもいいだろうと思いますけれども、それ以上のものについて十分議論された、また証明された、安全性というのは非常に重要なものですし、そこまで証明されると言い切れないかと思えます。そして、規格基準型になって何年か経って、多数の事業

者さんからこれが提出されて利用されて、そして大丈夫だとわかったものについて、次の段階として機能性表示食品に取り込んでいくという手順があって然るべきだと思います。

○寺本座長 梅垣委員。

○梅垣座長代理 特定保健用食品の成分は、食品安全委員会に出ていますけれども、あれは通常の食品の形態で評価を考えていると思います。成分で評価していますけれども、この機能性表示食品の場合とは同等には扱えないと思います。そういう意味では、迫委員が言われたような考え方がなじむというか、受け入れられるところだと思います。

ただ、私が心配しているのは、機能性表示食品でこういうものが出てくると、多分特定保健用食品がなくなるのではないかということ。そこが心配です。しっかり評価したものと、そうでないものと、消費者が区別できなくなるような状態というのが一番問題になるのではないかなと思います。

○寺本座長 私もこれを見ていると、規格基準型とどういう関係になるのかなと混乱しますね。

どうぞ。

○迫委員 そういう意味で、規格基準型特定保健用食品として、本来なら残すべきだと思っております。ただ、もう既に難消化性デキストリンが出ているという前例を1つ考えると、せいぜい広げても規格基準型まで。従前の特定保健用食品の分類のものに手をつける、個別のものをどうこうするわけではなくて、規格基準型にきちんと挙げられて、これは機能性表示食品制度で実施してもいいということになれば、それを規格基準型特定保健用食品にするのか、又は機能性表示食品にするのか、それは事業者さんのそれぞれの判断という形でもいいのではないかと思います。

○寺本座長 佐々木委員。

○佐々木委員 先ほど来のガイドラインの議論は私も賛成です。先ほど来の議論というのは、個々の物質名を挙げるのはできるだけ避けるべきであるとは私は考えます。なぜなら、この場において、それを私たちが判断し得るだけの時間と知識がないということに尽きます。その一方で、このような条件を満たすと対象となり得るところまで、その一番基本のところを議論し、提案すべきじゃないかと私は考えます。したがって、できるだけ個々の物質名のリストは、あくまでもお出しいただいた資料にも、事務局の資料の8ページにも何度も書いてありますが、なり得るものであって、なるものではない。この違いを十分に私たちは理解した上で議論を進めるべきだと私は考えます。

○寺本座長 関口委員、お願いします。

○関口委員 先ほど申しましたとおり、L-アラビノース等は例示で、我々は糖質・糖類について安全性確認条件を決めるということを検討することがここで求められていると思います。私も個々の物質についてどういう安全性データを持っているのかわかりません。我々の意見としては、現状の改訂された機能性表示食品ガイドラインの安全性確認で十分なのか、それとも、糖については、特別な条件を付与するのかという議論が重要だと思います。

成分の安全性や糖の原料を扱っているメーカーの力量を考えると、安全性確認に関してはきちんと行えると思っておりますので、ガイドラインで確認方法を示せば良いと思います。

○寺本座長 河野委員、どうぞ。

○河野委員 消費者には専門的な知識がございません。ここに書かれているL-アラビノースがどういう物質であって、どういう性質を持っているのかというのは、化学物質名を聞いただけでは到底わかりません。

それで、特定保健用食品に対して私たちが一定の信頼を置いているのはなぜかという、最終商品に含まれている成分に関して評価されているということでございます。最終商品の中に含まれている物質に対する安全性と、それから機能性に対する評価がされている。翻って考えますと、この機能性表示食品というのは、物質に関する評価はどこから持ってきても構わない。同じものではなく、同じ名前のものでその商品に入っていれば、その商品がある一定の機能を持ち得、それから安全性もある一定担保されるということで、これは一見すると同じような感じに受け取られがちですけれども、ものすごく大きな差があります。

つまり、論文において、その機能がある一定評価され、安全性も評価されたL-アラビノースそのものが、売られる商品に同じものが入っているかどうかというのは、消費者側は全く確かめようがありませんし、それは企業の方の倫理観によるだけかと思えます。

それで、物質の安全性を考えれば、あと量の問題もでございます。ここでは量のことにはほとんど触れられていませんけれども、先ほどからいろいろな方の御意見が出ているように、私自身も先ほど佐々木先生がおっしゃってくださったような形で、このことはしっかりと考えていっていただければいいと思っています。

○寺本座長 合田先生、どうぞ。

○合田委員 さっきつけ加えたらよかったですけど、構造のことを言うとまずそうな場所ですけれども、私が思うのは、アミノ糖は対象外にしたほうがいいと思います。安全性を考えたときに、Nが入っているものについてどうするかというのは、不純物も含めてありますから、少なくともC、H、Oで構成されている糖という範囲をまず作らないと、それも一般則を考えると難しいかなと思います。

○寺本座長 宗像委員、どうぞ。

○宗像委員 ありがとうございます。

特定保健用食品の役割と特定保健用食品の手順というものがあります。これは、皆さん厳しい審査と時間とお金をかけているものだと。ですから、それと紛らわしい表現あるいは紛らわしい方針をとるのはいかなものか。これは私も同感であります。

しかし、もともとこの特定保健用食品の制度というのと機能性表示食品制度というのは、根っこが違うところから起こってきているものですから、ここで検討していただきたいのは、特定保健用食品がこうなっているからというのが引用としてはいいのでしょうかけれども、ここで確実に我々が考えなければいけないのは、機能性表示食品が安全に消費者に届

いていくということ。そのためには、ここは食品表示法に立脚したものでありますから、食品表示法の部分で表示でどこまで安全性がカバーできるのか。できない部分はどこなのか。先ほど佐々木先生がおっしゃいました。そういうことの方角性をここで見極めて、後は専門の先生方が切り分けはしていただけるという形がいいのではないかと思います。

また、今まで話し合いの中で、機能性表示食品の安全性を確保するための表示のあり方。グラデーションが幾つかあるかと思えます。ビタミン、ミネラルもこの後、話をする。あるいは、この糖質の部分もそうだろうと思えますけれども、そのグラデーションの中で、この分野は難しいねと。この間、機能性関与成分がはっきりしないもので、合田先生からクラスⅠ、Ⅱ、Ⅲと出ていました。その中で、これは後回しにしようじゃないかという話は、もちろん私自身も分かることですが、特定保健用食品の例を挙げながら機能性表示食品そのものがしっかりマーケットに出ていかないという状況は、消費者にとっていいものではない。

あわせて、もう一言言わせていただければ、消費者に正しい情報を提供すれば、先ほど消費者庁さんで調査されたデータを見ても、かなりの人々は、この食品に対する認識あるいは何ぼでもとればいいのだという認識はそんなに持っているわけじゃない。まして、それをもう一つ、赤い文字か大きい文字かわかりませんが、きちんとうたうことによって、もっとそのリテラシーが高まる。賢い消費者を作っていくというのも、これから我々の非常に重要なポイントです。そのためには、何度も言いますが、知らせる、知る権利というものを消費者にもっと提供していこう。そういうところから考えていかないと、どんどん削るといふ議論は、私はおかしいと思えます。

以上でございます。

○寺本座長 どんどん削るといふことを議論しているわけではなくて、この会はあくまでも、こういうものはこれからできるのではないかといふことで議論しているのだから、削るといふことではなくて。

○宗像委員 でも、結果的に、この分野をここでやったのはおかしいじゃないかという、栄養機能食品の中であるのだからおかしいじゃないか、あるいは特定保健用食品にあるのだからおかしいじゃないかという理屈は、私、どうしても聞き入れられないですよ。

○寺本座長 恐らく消費者のリテラシーを上げなきゃいけないというのは非常に重要なことなので、私もそのとおりでございますけれども、そうかといって、全消費者がそういうことを理解してくださるといふのはなかなか難しい話なので、その辺はある程度こちらのほうで担保していくことが必要になってくるので、そういう議論の中で、今回のこの問題に関しても、むしろ建設的に考えていく必要がある。

したがって、今回もできれば一部の糖質に関して認めていく方向というのは、ある程度皆さんの合意が得られているのではないかと思うので、その切り分けをどうするかといふことで、安全性をどの状態で担保するかといふことを考えていく。これは、ここでなかなか議論しにくいと思うのですけれども、まず安全性が担保されたものであればということ



になると思うのですね。

それから、もう一つの条件として、ここにもございますけれども、栄養素、いわゆるエネルギーとはなりにくいものというのは、きちんとした復元した形でのものを考えていくというのはそれなりに意味があるのではないかと思いますので、その後の安全性の担保というあたりは幾つかの条件をつけて考えていかなければいけないかなと思っています。

迫委員、どうぞ。

○迫委員 宗像委員の御意見に対して、座長がおっしゃったことはそれで解決いただいたかと思っております。

ただ、1点だけ確認したいことがございます。この検討会の意味でございます。安全性を担保するための表示のあり方について検討する委員会なのかどうか、消費者庁のほうからお答えいただきたいと存じます。言い直しますけれども、宗像委員は、この委員会について機能性表示食品の安全性を担保するための表示のあり方についてを検討する委員会だとおっしゃいました。そういうふうに限定された委員会とは私は考えておりませんし、それが中心のものであったら、これほど時間をかける必要はないと思います。

○宗像委員 言葉足らずだったと思いますけれども、その中で安全性が担保できないものは外すというのはわかりますという話です。

○迫委員 表示のあり方についてとおっしゃいました。

○宗像委員 それは言いましたよ。表示のあり方について、今まで安全性を担保するために表示のあり方はどうあるべきかという話し合いはほとんどされていなかったじゃないですか。だから、情報をちゃんと伝えることで安全性が高まる。そのことも話してくださいと言いました。もし違うようにとられたら、そういうふうに訂正させていただきます。

○寺本座長 そのところ、よろしいですね。別に安全性だけを議論しているわけじゃないので。

はい。

○赤崎食品表示企画課長 この検討会の開催要領というのを第1回のときに資料1でお配りしておりますが、検討項目の(1)の中に、機能性表示食品制度における栄養成分の取扱いとなっております。まさにこれに尽きると思っております。

○寺本座長 どうぞ。

○山本委員 この例に挙げられているとおりですけれども、機能性糖類は野菜とか芋類といったものにも入っております。そうすると、量的な問題ではないかと思えます。そういった、機能性が発揮される量と安全性がどういうバランスにあるのかということをつきつきり議論して、そのバランスがとれるのであれば認めていく。そのときに、主としてエネルギー源にはならないものだという附帯事項をつけてやっていったほうが良いのではないかと思います。それぞれ個別の成分を挙げていくと、希少糖もあるじゃないかという議論にどンドンなってしまうので、大きなところで、安全性でこうだ、機能性の量がどうだということを重視すべきだと思います。量的な問題は非常に大事だと思います。通常食べられ

ている食品も結構入っているのですね。

ですから、すごく危ないものようになってしまっているのですけれども、そんなことは決してないと思うので、それだけの機能性を発揮させるために、量を摂ると危ないかもしれないというところですから、そのところを少し切り分けていったほうがいいのではないかと思います。

○寺本座長 難消化性デキストリンとか、そういったものというのは、基本的に余り量を摂ればそれなりの問題が起こってくるわけですから、量的な問題があると思うのですけれども、基本的なところである程度の量であれば、そういった意味の機能を発揮するということだろうと思うので、その問題点をさらにこの中から切り分けをしていく必要があるかなど。私の最初の出し方が悪かったのかもしれませんが、例の中から入ってしまったのでこういう議論になってしまったので申しわけないのですけれども、基本的な考え方として、そういう整理の仕方をさせていただければと思います。

どうぞ。

○吉田委員 ある程度認めていこうということは、皆さん、意見の一致を見ている。だから、要はどういう条件をつけるかというあたりで意見が少しまとまっていないようですが。先ほどから、特定保健用食品で認めているものという話ですけれども、言われたように、機能性表示食品の制度なので、その中で業者さんが安全性というものは当然担保される。そのときに特定保健用食品で認められたのは、これは引用されてもいいと思うけれども、これだからいいというものではないだろう。もちろん使われる量も変わってくるでしょうから、そういうことの引用の材料として、特定保健用食品のことであるとか、あるいは食品添加物というのは引用材料になると思います。

それから、エネルギーに関しては、これはエネルギーになるかどうかというデータはお付けになられたほうがいいように私は思います。

○寺本座長 これを認めるための附帯条件を幾つか提示しておいて、今、おっしゃったような、いわゆるエネルギー源にならないということであるとか、合成といったものに関しては認めがたいといったことの内容をつけ加えた上で考えていくというふうに精査していただけたらいかかだと思います。

はい。

○森田委員 そのような方向でいいと思うのですが、安全性に関しては、特定保健用食品の安全性を審査した食品という形でいいと思うのですが、それでエネルギー源ということですが、もう一つ問題があります。消費者がこういった機能性表示食品を利用するときに、他の成分でシロップとして入っている場合でも、特定保健用食品だったら最終製品でまるごと審査されるけれども、その成分がレビューで認められているから機能性表示食品で、というものがこれから出てくると思います。

それは、難消化性デキストリンとかで実際に出てきていて、例えばあめとか、そういうものがいろいろ出てきているわけですから、そうやって商品を想像してみると、例えばチ

チョコレートに、この糖を使っているから体脂肪を減らすとか、体重を減らすというものが出てくると思います。そうしたときに裏を見ると、例えば原材料名ではシロップと書いて、果糖とかぶどう糖が消えてしまって表示されなくなる場合がある。現にそういう製品があるのですけれども、そういうことが起こってしまうことがあるので、この機能性表示食品で特定保健用食品の規格基準型であるもので認めたとしても、キャッチコピーの抜き書きのところに大きく書かれると、誤認されてしまう可能性があると思います。

特定保健用食品とはすみ分けて、あるグループを作っていくと思うのですが、一番懸念されるのは誤認なので、例えば裏に、毎日の暮らしで食べるものと置き換えるとか、そういうふうにしなないと量を過剰に摂ってしまう。これだったら、砂糖の代わりにたくさん食べても大丈夫だと思われかねないものが出てくるかもしれない。そういった注意喚起をしないとまずいのではないかと思います。

○寺本座長 それは十分考えるべきことで、私、気を付けなきゃいけないのは、特定保健用食品の規格基準型に倣ってという書き方というか、まとめ方はしたくないと思います。あくまでもこれは独立した制度なので、独立した制度として考えていく必要がある。もちろん、引用される場合にそういったものがあるのはいいとしても、このものは特定保健用食品の規格基準型で認められているからいいのだという表現には余りしたくないと思いますけれども、よろしいですか。

どうぞ。

○合田委員 今、森田さんが言われたことで気付いたのですが、それから関口委員が最後のほうで話をされたことに関連するのですが、これは分析法もすごく影響しますね。それで、特定保健用食品は必ず最終食品での分析法が付いているのです。糖は最終食品の分析をさせようと思ったときに、かなり難しいですね。そういうものの情報公開みたいなものをどうするのかというのと。

あと、糖は反応性があるので、混ぜるときに本当にそのものが残っているかどうかという問題があるから、最終製品の分析はすごく大事です。私、機能性表示食品を作られている方と話をしました。最終製品で分析されているのは間違いないですけれども。その数は、1ロットで5つとか6つぐらいしかかなされていない。1ロットでそのぐらいしか分析しないとされたのです。

そうすると、反応生成物や、成分均一性等についてのトラブルが検知されるかどうかわからない。これらをうまく回避しようと思うと、ある程度第三者が分析できるシステムというものを作っておかないと、少し難しいかもしれないです。食品として出されたものについてのデータをそれなりに公開して、論文レベルでいいから、こういう分析をしたら分析ができますよというのが出てると、それなりに信用されるわけで、さらにある程度の知識がある人であれば、やろうと思えば分析可能ということになります。

メーカーさんが開発された分析法が秘密だからみたいなことを書かれたのだけれども、我々はこういうことをやられていると、大体は想像できるのです。僕らはこういうことを

やられているのだらうなと思うけれども、最後のところで標準品を何を使っているかとか、どういう経路で生成されているかという微妙なところが違って、分析データに違いが出てくるのですね。だから、それなりのこういう方法ですよということを公開しているようなシステムにしないとイケないですね。特に特定保健用食品とかになっていないものは、逆に品質管理とか、後でいろいろな問題が出てくるのではないかなと思います。

○寺本座長 そろそろ議論をこの辺にしたいと思います。

○関口委員 今の合田先生の御意見、ごもっともで、私もこの業界の方は、少なくとも最終商品の定量は可能と言っておりますし、競合に見られなければ、第三者に対しては開示できると言っていますから、開示方法を検討していただければ実行いたしますので、よろしくお願いたします。

○寺本座長 恐らくこの制度が動いていく過程で、商品回収をして、いろいろ分析していく必要が出てくると思いますので、そういう担保がある上でこういうことを認めていく方向になるのではないかなと思います。

時間が余りございませんので、次の話に移りたいと思います。先ほどお話ございました第2番目として、たんぱく質と脂質の問題がございますけれども、これについてはいかがでしょうか。先ほども少し御説明がございましたが、今までの議論の中で、なかなか難しかりょうという議論がされたかと思っておりますけれども、何かあれば。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 前回もちょっと話をさせていただいたのですけれども、例えば大豆の中に入っているようなβ-コングリシニンなどは、実際に特定保健用食品などでも検討されたことがありますし、そういった定量法が確立しているようなものについては、最終製品、大豆としてしっかり測定できるわけですから、そういうものに関しては認めていく方向でいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○寺本座長 どうでしょうか。最終製品といっても、最終製品としてという意味ですね。

○山本委員 最終製品とかでということですか。私たちが想定しているのが、例えば大豆そのままとかフレーク、それから、単一の農林水産物を乾燥させたようなものということと考えておりますので、そういうものを使って分析したときに、β-コングリシニンとしてちゃんと測定できるというイメージです。

○寺本座長 余りそこの分析がわからないですが。

はい。

○合田委員 栄養成分との関係はどうするのですか。コングリシニンは栄養成分ではないのですか。栄養成分ですよ。

○吉田委員 現実問題としては、量が全く少ない量であると思いますが、そのあたり、消化性がどうかという話になってしまうので、個別の話に多分なっていくだろうと思います。

○合田委員 今、言われたのは分析法だけなので、分析法だけで言ってしまうと何でもなってしまうということがあって、前回の議論だと、基本的に栄養成分なるものは1次機能

をはっきり持っているのだからということですね。だから、1次機能成分として明らかに、そのメインのものではなくてという、何かそういう条件があって、それで分析ができるとか、何かそういう形を作らないとまずいのではないですか。

○寺本座長 このたんぱく質、脂質に関しては、栄養素としてあるものなので、これを機能性表示食品として全体像として一つにまとめていくというのはなかなか難しいのではないかという気がする。定量とか、そういった問題をこれから考えていく必要があるのかもしれないけれども、今回の議論の大きな流れとしては、こここのところはどうかということ、いかがでございましょう。

吉田委員、ございますか。

○吉田委員 少しだけ気にしていたのは脂質のほうで、ここで言っている脂質というのは一体どういうイメージの脂質かなという。既に構成脂肪酸の幾つかは例示で認めてしまっている状況ですね。そういう状況の中で、業者さんのほうから要望もないので、そこまでこちらで考える必要もないような気がするのだけれども、例えばリン脂質の中のホスファチジルコリンとかホスファチジルエタノールアミンとかスフィンゴ脂質とか、最近、学会などでそういったものの機能性の研究が出てきているのです。それが将来出てきたときに、これはどう扱われるか。

脂質と言えば脂質ですけれども、ここで起こっている脂質のイメージというのは、多分トリグリセリドか何かがメインの脂質、脂肪酸の関係だけで、そういうリン脂質の中の特定の、クロマトグラフィーで分けてかろうじてわかるようなものまでイメージされていないのだけれども、脂質としちゃうと、例の中にはないと含まれませんという話になると、後でまたこれを認めてくれ、あれを認めてくれという話が出てくるので、そういう細かな脂質、いわゆる分析上脂質として扱われるようなものの微細な成分はどうされますかということ、ちょっとお考えいただいたほうが良いような気がします。

○寺本座長 わかりました。今回の議論というのは、どちらかということこれから認めていく方向のものとして、そういうものがまとめられるかどうかという議論をしていて、幾つかの問題はこれからまた出てくるかと思うので、恐らくそれがまた今後の大きな問題になってくるかと思しますので、そのときの議論ということによろしゅうございますか。

合田委員、どうぞ。

○合田委員 脂質類で難しいのは、メカニズムがどうして効くかということが完全に解明されていないものが多いと思います。多分、そういう議論が入らないと。EPAとかそういうものは、世界的に常識として、こういうメカニズムで効くということがわかっているから、ここに取り込まれているのですけれども、今のタイミングでは、さまざまな脂質類の活性というのは、こうかもしれないというのはあるかもしれないけれども、社会常識になっていないですね。だから、何かルールをつくるならば、そういうルールを組み込まないとまずいかなと思います。

○寺本座長 恐らくかなり多くのデータが出てきて、大体一般的に認められるような、常

識的な話になってきたときの話ですね。これは、あくまでも食品として考えるわけですから、そういうレベルになってくるかなと。研究レベルでは全然ないということ。

続きまして、今日の一つの大きな問題でございますけれども、ビタミンとミネラルの問題でございます。先ほども関口委員のほうから具体的に御提案いただきましたので、関口委員の御意見を踏まえて御議論いただきたいと思います。いかがでございましょう。どうしましょうか、分けていきますか。ビタミンについて、特に脂溶性ビタミンと水溶性ビタミンの問題はございますので、その辺について少し御意見いただきたいと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ。

○宮島委員 日本通信販売協会の宮島でございます。よろしく申し上げます。

こちらにはビタミン、ミネラルと表示されておりますけれども、マネジメントをしている者の観点から制度を考えたいと思います。先ほど関口さんからお話が出たのですけれども、私の考えでは、前々回にもちょっと制度揃えをキーワードに申し上げました。それぞれの制度の特徴をいかして、消費者の方が理解して使っていただくのが一番いいのではないかと考えております。今日お配りいただいた資料の10ページの委員からの主な意見の全般の上から2番目「保健機能食品制度として、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品があり、消費者がそれぞれの特徴を理解していかすように考えていかなければならない」という点です。これは以前、梅垣先生もおっしゃっていたと思います。実際、ビタミン、ミネラルは、既存のカテゴリーの中でどう扱われているかを考えると、全てで扱われています。薬では医療用医薬品とかOTC、医薬部外品。それから、食品でも特定保健用食品、栄養機能食品、いわゆる健康食品、加工食品、生鮮食品。8つのカテゴリーで使われているわけです。こんなに広く使われているのに、ただ、今、議論になって使われていないのは機能性表示食品だけということになると思います。

制度全般から俯瞰したときには非常に違和感があって、今回の検討会においてビタミン、ミネラルを対象とするのがいいのかの課題は2つあって、1つは過剰摂取による安全性。もう一つは栄養政策との乖離ということが議論になっているわけです。これは機能性表示食品だけに言われることではなくて、先ほど触れました8つのカテゴリー、全部同じ問題ではないかと思っています。8つのカテゴリーでビタミン、ミネラル、それぞれが使われているので、それほど大きな安全性の問題が起こっているとは思わないのですけれども、特にいわゆる健康食品でも使われていて、機能性表示食品だけがビタミン、ミネラルを使えないというのは不合理だと私は思います。

ですから、消費者の方にはメニューを提供しなきゃいけないわけで、機能性表示食品という制度の中で、さらに特徴を生かせるようなものもあると私は思うのですね。そして、ビタミン、ミネラルにとって、機能性表示食品だけが使えないというのは、僕は商品がかわいそうだと思っていて、ビタミンを発見したのは日本。機能性の研究も非常に進んでいると思っていますので、それぞれの制度の中でビタミン、ミネラルをどういうふうに活用

するのか。機能性表示食品に入れてもいいのではないかと私は思います。

ですから、使い方をマネジメントから見ると、これがだめで、これはいいということではなくて、全ての中に入れて、その中で使い方を考える。注意表示とか配合量の工夫で、十分に安全性も図れると思いますし、商品として十分に機能していると私は思っています。結論としては、肯定の議論が進んでいくことを私は望んでいます。

以上です。ありがとうございました。

○寺本座長 どうもありがとうございます。

ビタミン、ミネラルが今回入ってきたということは、当然、機能性表示商品にこれを入れることが妥当かどうかということを議論しているわけで、それから、これを否定しているわけでは全然ないので、その場合に、例えば栄養機能食品としてのビタミンというもののあり方と、それとはまた違った、1次機能と若しくは3次機能との関係ということで議論しているわけで、3次機能というものを出そうとしたときにどういう問題が起こってくるか。そこには安全性がどう担保されるのかということが議論になっているので、前回、そういう安全性の問題が議論されてきたのではないかと思います。そこは、別にこの中で排除しようとして最初から決めているわけではなくて、どう担保できるなら使えるかということだと思うので、そういう議論に進めていただければと思います。

いかがでございましょうか。どうぞ、宗像委員。

○宗像委員 消費者庁さんのほうから出された17ページと、一番後ろの36ページ、それから健康食品産業協議会さんのほうから出された7ページ目、少し複雑になりますけれども、御覧になっていただきながらお話をさせていただきたいと思います。

まず、対象とする栄養成分の範囲ということで、消費者庁の17ページで2つに分けてございます。耐受上限量が設定されている分野と、そうじゃない、設定されていない栄養成分についてということに分かれているかと思います。健康食品産業協議会さんのほうは、ビタミンDを使って、耐受上限量に対して、食、プラス、機能性表示食品、又は栄養機能食品をとっても十分差がありますよということを示された図があろうかと思います。しかし、この36ページ目の表を見ますと、耐受上限量に比べて、実際はビタミンDのようなものだけではなくて、もっと高いレベルのものがあるのではないかと推測されます。

したがって、何を言いたいかといいますと、17ページに2つに分解されているものがありますけれども、黒ポツの1つ目にも耐受上限量に近いものと、かなり差があるものと大きく3つのものに分けることができるのではないかと。そういう中で安全性をどう担保していくかという形で、ビタミンとミネラルはまた違うのかもしれませんが、そういった点からの安全性の担保というのも一つのアプローチじゃないかなと感じております。

以上でございます。

○寺本座長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 過剰に摂取した場合の危険性、リスクを評価する方法についてです。それは、あつてはならないものを評価する場合は、平均値を使わないというのは基本中の基本であります。すなわち、摂取量の平均値にこう摂取してくださいというものを出して、それが上限量よりも幾ら下回っているとしても、理論的に安全であるということをも主張する論理にならないという問題がございます。これは、平均値ではなく、こういうものは非常に高い、非常にまれな事例を出して、それが問題となるところに達しないかどうか考えるべきであります。

ここにおられる先生方、そして委員の皆様方、恐らく全員が御存じのはずです。ビタミンDは、日々食べる量が最も大きく揺れる栄養素の一つである。それから、人によって摂取量が大きく違う。さらには、その成分の食品の中の量の測定が難しいという、かなり難しい要素をはらんでいる栄養素であります。従いまして、平均値で議論するのは、リスク回避を議論するための資料としては難しいと言わざるを得ないという状況があります。もちろん、それが資料として価値がないということをおし上げるものではございません。けれども、リスクを見るためには、そのリスクの分布の幅を示す必要がある。少なくともそれはあるということでもあります。

○寺本座長 関口委員、どうぞ。

○関口委員 この図に食事からの摂取分布を記載しなかったのが非常にまずく申し訳ありません。この破線の楕円は、いわゆる95パーセンタイルまで含んだばらつきでございます。まさにこの点は配合上限量の設定に関し議論していただきたいポイントです。我々としても、右上の一番上を書いてある配合上限量の設定の計算の方法として、耐受上限量と近年の摂取実態の例えば95パーセンタイルの数字を使って計算したらどうかというように考えていたところです。

初めの説明で食事からの摂取の説明が抜けたのは申し訳ありません。下の青の点線の中に摂取量の上から下まで入っています。佐々木先生おっしゃるとおり、配合上限量を計算するには中心値を使うより、私たちとしても95パーセンタイル値を使うべきと思っております。

○寺本座長 どうぞ。

○佐々木委員 95パーセンタイル値は、全体の5%のリスクを許すということです。それで皆さん納得だと思われませんか。

○寺本座長 河野委員、どうぞ。

○河野委員 先ほどから問題になっている関口委員御提出資料の7ページですけれども、消費者の普通の暮らしの実態というのを想像して見ていただきたい。今、佐々木先生が御示唆くださったことと同じなわけですけれども、私たちはそれほど十分な知識があつて、ビタミンDのことに日々、心を砕いて暮らしているわけではありません。忙しい暮らしの中で食事を摂りつつ、その中でなるべく健康的な食事を摂ろうとしている。

先ほど消費者庁さんから意識調査といいましょうか、アンケート調査の結果を幾つかお



示していただいておりますが、例えば1日に摂取すべき必要なエネルギー量や栄養素量に関する知識、ある程度知っていると回答した人は42.7%ということですが、残りは、つまり半数以上は、そのことに対してほとんど知らないということです。それは今回出てきたすごく重要な結果だと思えますし、栄養素の性質、働きに関する知識でも、誤った回答というのが半数以上あるわけです。そのことをどう受けとめるのか。そういう私たち消費者、受け取る側には、十分な知識がないということ、それから量的なコントロールがしにくいということを考えるべきです。

私は、最近、成分が凝縮されているものということで、サプリメントで一般に売られているもの、機能性表示食品もありましたし、それから一般の健康食品もありましたし、栄養機能食品もございましたが、そうした商品の原材料表示を丁寧に見てみました。そうしますと恐ろしいことに、商品名にビタミン、ミネラルと書いてあるものは、当然、ビタミン、ミネラルが入っていますけれども、それ以外のさまざまなタイトルで売られているものに、ほぼ漏れなくビタミンもミネラルも添加されているのですね。

そうしますと、商品名を見て私たちは商品を購入します。ビタミン、ミネラルと書いてあるのはこれだけだと思い、例えばマルチ何とかと書いてあるものを購入します。でも、それ以外に、これは骨に効くとか、これは違うところに効くということで、きょうの資料にもありましたが、3種類以上の健康食品を摂っていらっしゃる方が10%以上、世代によっては2割近くもいる。そうしたときに、自分では意図せずに、ビタミン、ミネラルがメーカーさん側、提供する側から、こちらで拒絶できないような形でどんどん入ってくるのです。それが消費者の普段の暮らしの実態です。

ですから、過剰にならないように製造過程で量のコントロールをしますと言われるのは、確かに理論上はそういうことでしょう。ただ、具体的にそれぞれの個々の食生活を想像してみたときに、先ほどの5パーセントも非常に大きい数字だと思えますが、一人たりともこういったことで何らかの健康被害を受けるということはあってはいけません。食品ですから、絶対にあってはいけませんと考えます。

○寺本座長 あくまでも安全性というものを保証した上で売られているものが、たとえ1人であろうともということですね。異常な生活をしている方もないとは言えないので、そういう方たちに対して被害を与えるような健康食品ではあってはならないということで、私もそのとおりだと思います。

どうぞ。

○戸部委員 今、河野委員がおっしゃったことと関連するのですが、私も安全性というところが気になっておまして、特にビタミンについては耐容上限量の考え方をどうするかという中で、御提案の中には、過剰摂取回避の注意喚起をしますということですが、どんな食品も過剰摂取というのはいけないということです。そう考えると、ここで言う過剰摂取は、耐容上限量が設定されているという性格上、他の成分への注意喚起よりも強い。つまり、意味合いが違うと思うので、その辺を事業者の方もそうですし、消費者も理解し

て、どう使っていくかということが大事だと思うのです。なので、表示だけでは対応できないのかなと思います。例えば、商品設計として、配合量を少なくするとか、1回の容量を少なくすることも必要になってくるのかなということも考えております。

そんな中で、安全性と機能性というところのバランスということを考えてときに、本当に商品設計として成り立つのかどうかというところがどうなのか疑問に思っております。

○寺本座長 宗像委員、どうぞ。

○宗像委員 消費者庁さんのほうから出されました資料の33ページにわかりやすい図がございます。この耐受上限量というのは一体何なのかという部分だろうと思いますけれども、これは先ほども多くの皆さんの御意見にもありました。この数字はしっかりとしたエビデンスに基づいて決められているということがあったように思っております。

したがって、7ページの表の作り方、書き方、あるいはそれによって個人の差もありますよということも含めて理解できるのですけれども、耐受上限量と実態が大きく離れているものと切迫しているもの、あるいは耐受上限量がないものという形で考えていかないと。健康被害が1人なら起こってもいいと思っている人は誰もいないと思います。

これは、ベネフィットとリスクの問題と、リスクをゼロにすることによってベネフィットをトレードオフするかということとの話し合いと同じになると思います。そこで安全性を高めながら消費者のベネフィットを確保してあげようという考え方で言うならば、消費者庁さんの数字を見て、あれが現状だからなくしましょう、となると、あのまま続くということですよ。ですから、1人たりともと言うけれども、55%の人たちの認識を変えないでいいのかという問題があります。こういう制度を導入することによって安全性を高めていく。そして、ベネフィットも消費者に提供できるという制度設計をぜひお考えになっていただきたい。

そのときには、この耐受上限量あるいは推奨量、目安量もこの表に書かれていますけれども、こういったことを念頭に入れながら、最終的には専門の先生方が切り分けをするという形が、私も専門家ではありませんので、そういったところに委ねたいと思いますけれども、できるだけ現状からもっといい制度にしていくということを、ぜひ先生方をお願いしたいと思います。

以上です。

○寺本座長 ちょっといいですか。機能性表示食品というものが出てきたことは、ある意味で言うと国民のリテラシーを上げる上で非常に大きな意味を持っていたと思うのですね。食品というものからどういうふうにして我々がいい機能を得るかということを表示していく制度なので、このことはすごくいいことで、リテラシーを上げていく。だけれども、重要なことは、リテラシーを上げていくと同時に、しかしながら、残念ながら、まだそれでも上がっていない部分もあるので、当面は安全性を強調するのが本来の姿であるということになりますね。

自由に売られているものに対して、そこまで制限できないのですけれども、国がある程

度関与した形でやっているものですから、消費者を守るという立場で考えていく必要があるのではないかと。ちょっと申し訳ございません。

どうぞ。

○森田委員 今、おっしゃっていただいたとおりでして、国民のリテラシー、例えば栄養成分へのリテラシーが上がらないということですが、上がらない中で、座長がおっしゃったように、この国が認めた制度の中で、例えばビタミンDの7ページにある、機能性表示食品に関して、食事摂取基準とか栄養機能食品では見られない、「転倒率の軽減に役立ちます」と商品に大きく出ると、それは、その商品を見て、そういうリテラシーが定着してしまったら本当に本末転倒だと思います。なおかつ5%でも、そういう人たちの安全性にも問題があるということで、それは認められないと思います。

○寺本座長 特定保健用食品で議論されるのですけれども、あくまでも特定保健用食品に出てくる場合も、本来は自分たちが摂っている食の中からどういうふうにしてよいものを獲得していくか。どういうものが食品の中でいいものがあるかということを知ることは非常に重要なことだと思います。そういう意味で、特定保健用食品も非常にいい役割をしてきたと思いますし、機能性表示食品もそういう形で進めていきたいというのが、私もそれに関係してきた人間として一言。

どうぞ、梅垣先生。

○梅垣座長代理 今、栄養機能食品があるわけで、全体を見て考える必要があります。栄養機能食品でさえ、実は正しく理解されていない現状があります。1次機能があって、それが満たされて初めて、次の3次機能がある。3次機能が前に出てくるのはちょっとおかしいと思います。消費者庁の24ページの健康食品に関する考え方②、「健康食品を長期間毎日摂り続けても問題がない」という人が十数%いるわけです。毎日摂っていても大丈夫だというのは、私はちょっとおかしいと思うのです。こういう人が健康被害を受けやすい。

それから、右側の「健康食品は病気の予防に効果がある」。食品で予防とか治療の効果はうたえないはずですが。うたえないはずなのを、消費者の人が期待しているというのは、まだ制度の認知度が上がっていない。ビタミンとかミネラルを新しい制度に入れていったら栄養機能食品の制度は多分おかしくなりますし、ちゃんとした機能性表示食品ができにくくなる。制度を壊すのであれば入れればよいと思いますけれども、壊したくなくて、うまく育てていきたいのであれば、制度ができて1年しか経っていないわけですから、当面はもう少し問題点を洗い出して、それを踏まえて次に進むというのが順序だと私は思います。

○寺本座長 赤松委員、どうぞ。

○赤松委員 ただ今の梅垣先生の御意見に大賛成です。まだ1年しか経っていないという点で、消費者庁の方々も多分御苦労されていると思います。

それと、栄養機能食品制度との兼ね合い、特にビタミン、ミネラルについては少し考えなければいけないのではないかと考えています。今日、消費者庁の方から出していただい

た12ページに非常に重要なことが書かれてあると思って見ていました。

例えば、4番目の「栄養機能食品は表示できる機能が限られている。それ以外のエビデンスのある情報」と書いてありますが、もしそれ以外のエビデンスが認められれば、それは食事摂取基準に上がり、栄養機能食品として認められてくるものになってくるのではないかと思います。この制度は届出制ではありますが、国が関与している制度でありますし、日本では食事摂取基準というものを作っています。大きな目から見ると、ビタミン、ミネラルについては、少し難しいのではないかと、消費者が混乱するのではないかと考えております。

先ほど宮島委員が商品がかわいそうだという発言をされたのですが、ここは消費者の立場から物を考えていかなければいけないと考えております。消費者には知る権利だけでなく、守られる権利というものがあります。私たちは、消費者がよりよい食生活になる方向に環境を整えていかなきゃいけないと思いますので、梅垣委員の御発言に賛成します。

○寺本座長 関口委員、どうぞ。

○関口委員 順番にお答えというか、します。

佐々木先生の95パーセントは、まだこの量より多く摂取している人が5%存在するというのは承知しております。例えば1日当たりの耐容上限量から、95パーセントの摂取量で計算し、その数字に安全率をかける必要があるのであれば、アカデミアの中で御検討いただくのが妥当と思います。

1次機能、3次機能ですが、御紹介したとおり、コーデックスで1次機能と3次機能があるということは提示していますが、各国で対応が違います。ヨーロッパは、御承知のとおり、EFSAが1次機能も3次機能もビタミンについては評価して、その機能について表示している。アメリカの場合はDSHEAで3次機能も含めて事業者の判断で表示している。今回、日本で3次機能を表示するとすれば、現状機能性表示食品が一番適していると思います。

例えばビタミンDの表示例で「転倒率の軽減に役立ちます」と書かせていただいたのは、議論されている摂取のベネフィットとリスクの観点で、転倒はかなり大きな問題となっており、転倒防止学会によると、転倒によって亡くなる方の数はかなり多く社会の大きなデメリットになっている。先ほど、宗像委員が示していただいた、消費者庁の資料の33ページの、不足のリスクと過剰摂取のリスクの間で安全にメリットが享受できるということを考えると、転倒率軽減効果というのは、医師の間からもビタミンDの機能に期待する声があります。

我々は別に安全をないがしろにするつもりはございません。安全の考え方で、佐々木先生もおっしゃるように、5パーセントの数字をそのまま耐容上限量から引いて配合上限量をきめて良いのかどうかという点はアカデミアで御議論していただいて、有用な3次機能を上手に利用する場合の安全とメリットに関する議論が進めばいいと考えています。

○寺本座長 合田委員、どうぞ。

○合田委員 1つ教えていただきたいのは、栄養機能食品と機能性表示食品を両方一度に受けることは可能なのですか。

○寺本座長 同じ製品で。

○合田委員 同じ製品。

○清野食品表示企画課課長補佐 現在は、機能性表示食品と栄養機能食品のダブルはだめです。

○合田委員 今はだめですね。私が思うのは、栄養機能食品というのは、原則として届出制というか、規格基準型なので、そのダブルがよいという話にすると、現実的に安全性の上限量は栄養機能食品で議論していますから、その数字は認められる。そうすると、消費者にメリットがあると思うのは、機能性表示食品になると、被害に対して全部情報が集まるのです。その部分は明らかに消費者のメリットなので、そういう考え方も悪くない。安全性のことをすごく厳しく話をすると、少なくとも耐容上限量があるものは外して、耐容上限量がないものだけが良いよという話にして、次にそれでやってみてどうかと改めて議論して、順次進めていく形もあるかなと思ったりしたのです。

両方の表示を認めていないから、この問題が起きてしまうので、特に機能性表示食品に対して栄養機能食品との組み合わせも大丈夫という形にしたら、それなりの規制の中に入ってくるのではないかな。

○寺本座長 はい。

○宮島委員 合田先生のおっしゃった話ですけれども、お客様の声でなぜということ随分いただいているのです。おっしゃるとおりで、2つの表示が何らかの形で合体というか、使えるようになったら、お客様の疑問もある程度解決できるし、むしろお客様に理解しやすく、売りやすくなる形が出てくると思います。1年経って機能性表示食品がどういう形になっているかという、これはあくまでもうちの資料ですけれども、売り上げとしては3.3倍から4倍になっています。その一番大きな原因は、売っている人が売りやすい、表現もしやすいし、今まで何も言えなかったことがある程度言える、お客様にも御説明できるということがありました。

ビタミン、ミネラルについて、これは機能性表示食品とは違うのですかというお客様の声もあるので、もし機能性表示食品と栄養機能食品が合体できるようなことがあれば、僕はおお客様のメリットにますますなると思います。

以上です。

○寺本座長 佐々木先生、どうぞ。

○佐々木委員 消費者の方々に正しい知識を、そして正しい選択行動というのがここでのコンセンサスであるということは、議論の余地がないと思います。そうすると、安全性の話に戻して、耐容上限量を考えねばならぬ。

耐容上限量を厚生労働省がどういうふう書いてあるか、読んでみました。そうしたら、こういう表現がありました。耐容上限量を超えた摂取は避けるべきであり、次です。超え

て摂取している者がいることが明らかになった場合は、問題を解決するために速やかに計画を修正、実施することと書いてございます。すなわち、これはゼロリスクをあらわしています。書く必要はないということです。

○寺本座長 迫委員、どうぞ。

○迫委員 今の耐容上限量の問題でございませうけれども、36ページに国民健康・栄養調査をベースにした栄養素の摂取量がございませう。栄養素を含む表示基準値が、18歳以上の国民ですけれども、それを性年代別の必要量に対して加重平均して、栄養素等表示基準値という数値が示されております。つまり、子供たちは別といたしまして、国民全てを平均化して、この数値が過不足のない適正な数値であると。この数値を目処にしなが、栄養機能食品は上限・下限値などが定められている。そういう作りになっているわけです。

機能性表示食品について、例えば耐容上限量をベースにして計算していったとすれば、とんでもないことが起こってくる可能性がある。つまり、日常の食事の中で、国民健康・栄養調査結果をざっくり見ていただいて、そんなに大きな過不足はないという状況の中で、それに医薬品から入ってくるビタミン、ミネラル類。それから、特定保健用食品から入ってくるもの、栄養機能食品から入ってくるもの。さらに、そこに機能性表示食品が加わってきて、日常の通常の加工食品の中にも原材料として栄養成分が含まれている可能性もあるとなってくると、耐容上限量に関する計算というものが全くできなくなってしまう。非常に高い数値をベースに物を考えるのではなくて、栄養素等表示基準値を見ていくべきではないかと思っております。

もう一点は、医薬品と特定保健用食品、栄養機能食品と機能性表示食品、それぞれ明確に役割を持つべきだ。役割分担があるということが消費者にとって一番わかりやすい方法だと思います。

○寺本座長 澤木委員。

○澤木委員 葉酸について、2011年国民生活センターで、葉酸が摂取できるとうたった健康食品26銘柄について商品テストを行っております。

葉酸には、食品に含まれる食事性の葉酸と、利用効率の高いモノグルタミン酸型の葉酸があり、健康食品にはほとんどがモノグルタミン酸の葉酸が使われている、配合されると報告されております。消費者へのアドバイスとしては、健康食品などに多く含まれて配合されているモノグルタミン酸型の葉酸では利用効率が高いので、過剰摂取につながるおそれがあり、摂取量には気をつける必要があります。また、妊娠前後の、通常より多くの葉酸を摂取する必要がある人を除いては、普通の食生活の中で摂取することを心がけることが大切であるとアドバイスをしております。

葉酸の目的としては、妊産婦さんにとということであれば、そもそも機能性表示食品は健康な人が対象で、妊産婦は対象でないということになっておりますので、まず葉酸を入れるのは除くべきだと思います。

それから、機能性表示食品制度が始まり、1年が経ちますが、2015年版消費者白書が28

年5月に出されております。私が提出した資料をちょっと見ていただきたいのですけれども、これは健康被害状況を年齢別・商品別で10位まで載せております。国民生活センターのPIO-NETに登録された消費生活相談情報、今年の4月10日までの登録分が入っております。消費生活センターでは、広告の効果・効能を見て、期待して購入したけれども、効果がなくて体調が悪くなったので、返品して返金してほしいという相談が結構入ります。

それについて、1件につき1枚の相談カードを書きますので、商品キーワードを必ず付与します。商品キーワードの分類として、詳しい種類まで聞かないと「健康食品（全般）」になりますし、その中のどういうものでしたかと聞くと、酵素だったら「酵素食品」と具体的な項目を選びます。具体的な項目の中に入らない場合は、「他の健康食品」を付与しますので、下線が引いてあるものは、全部足して「健康食品」ということになります。そうしますと、10代、70代、80代においては、全部合わせますと、健康食品の被害が1位になっております。30代、40代、50代で2位、3位ということになります。この中でいわゆる健康食品がほとんどかもしれませんが、機能性表示食品も幾つか入っているのではないかと思います。

私自身、実際に受けた相談ですけれども、健康食品を食べたら肝機能の数値がちょっと高くなったという相談を受けたことがあります。そのときには、まだ機能性表示食品制度はなかったのですが、その製品が現在、機能性表示食品として販売されており、危害情報を調べたところ、幾つか入っておりました。

そこで質問ですけれども、例えば1%から5%ぐらいの危害は安全性の確保には当たらないのか、平均的な被害に対する安全性確保なのか、この点について、今後検討していただきたいと思います。

それから、実際にどのぐらいの危害情報が事業者さんに報告されているのかをお聞きしたいところではあります。

あと、今回、消費者庁さんのほうでアンケートをされていますが、60歳までの方で、この結果を見ると70歳、80歳の方が健康被害1位になっておりますので、このアンケートが全部反映されているとは思えないと思いました。

以上です。

○寺本座長 どうもありがとうございます。

これは、また資料を調べていただかないといけないこともあるかと思いますので、次回にデータをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

関口委員、お願いします。

○関口委員 先程葉酸の例も出ましたが、個々の栄養素の話になると様々な状況があると思いますが、ぜひここで、耐容上限量のある成分の安全性確認方法の議論をしていただきたいと思います。

いわゆる健康食品が機能性表示食品になると、少なくとも安全性データを含めて消費者の皆様へ情報提示できるようになるので、私としては現状より一歩前進すると思っている

ところでございます。

葉酸については、妊産婦のメリットだけでなく、葉酸研究プロジェクトは様々な機能についてグローバルに行われています。それらの機能とその機能を発揮する必要量を私がここでは具体的に示せませんが、葉酸についても多機能であるということを付け加えておきます。

○寺本座長 どうぞ。

○梅垣座長代理 ちょうど葉酸の話が出たので言いますけれども、葉酸は妊婦に非常にいいのですけれども、サプリメントとしてはうまく使えていない。だから、サプリメントで上手く使えないので、海外では穀類に強制添加しているのです。消費者の人が上手く使えないという現状が、日本でもあるし、海外でもあるということと、あとは手短に言いますけれども、ここの中にいる先生方で、自分がどれだけのビタミンとかミネラルを摂っているかを把握されているか。ここが問題です。皆さん方は販売者であって、かつ消費者なのです。自分が消費者になって、他のメーカーのものを本当に使うかどうかです。いろいろなものを使いますから、そこを考えて対応してほしい。

特に、ビタミン、ミネラルは非常に重要なものですから、安易に使えるようにすると、いいものが悪くなってしまうという問題が私は起こると思います。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

赤松委員、どうぞ。

○赤松委員 先ほどの栄養機能食品と機能性表示食品をダブルで認めるということに対しての意見ですが、それが消費者に本当にメリットなのかという点は、もう少し慎重に考える必要があるかと思います。

これまでも、いわゆる健康食品でビタミンなどを添加して栄養機能食品として売られているものがたくさんあります。もし栄養機能食品の基準に合わせて、そのビタミンの別の機能、栄養機能食品では認められていない表示の仕方であらう文句が出てしまうと、また消費者が混乱するのではないかと思ったりします。興味深い意見ではあると思いますが、慎重に考えたほうがいいのではと思います。

○寺本座長 ダブルというか。

○合田委員 栄養機能食品は栄養機能食品のルールに従ってやってもらって、もしも機能性表示食品として何かあるのであれば、それはそれですよという話ですね。

○寺本座長 安全性も全て示されてという意味。

どうぞ。

○宗像委員 今のお話は大変よくわかるのですけれども、もう一つ、どうしても耐容上限量と現実、健康食品産業協会さんから出された7ページの図。これだけ少ないですよということを、私も細かくプロットされたものを見ました。40%に満たない形で95%のところまであります。あとの5%が耐容上限量を超しているとは到底思えない数字でございました。しかし、そうじゃないものもあるだろうと思います。もう既に今の摂取量でいくと、



7割、8割行っているものと。

ですから、先ほど合田先生の議論の中で、耐容上限量が半分以下、あるいは4割ぐらいにとどまっているものについて、安全性を担保できるような表示あるいはお客様への通告をもっと手厳しいものをつけたら、それがきちんとした情報提供としてベネフィットを提供し、安全性を高められないかということもお考えいただけないものでしょうかと。

○寺本座長 どうぞ。

○佐々木委員 そのあたりの方法論ですけれども、理論的にまず摂取量が耐容上限量に近ければ近いほど危ないわけで、遠ければ遠いほど安全なのです。ですから、できるだけ近い栄養素は外さざるを得ないというか、気にせざるを得ない。そして、摂取量の極めて低いものに関しては、それは先ほどの耐容上限量を超える者が1人いるかないかということを考えるべきであるということになります。

そして、さらに耐容上限量が設定されていない栄養成分があります。これに関しては、食事摂取基準にこう書いてありました。短い文章です。十分な科学的根拠が得られない栄養素については、設定しない。これはどういう意味かということ、耐容上限量がないことを保証するものではないという意味であります。そういう意味で、リスクがあり得るということをお忘れしないでほしいという意図がここにあるものと私は読みました。

○寺本座長 アッパーリミットがあることを議論しているのですけれども、確かにアッパーリミットがない場合もどうかということでもいろいろ議論したいと思ったのですけれどもね。

どうぞ、吉田委員。

○吉田委員 ビタミン、ミネラル全般の扱いについて、私が思っていることですが、食事摂取基準では今回の2015年版から機能性と100%かぶるわけではありませんけれども、生活習慣病予防の観点からも、何か数字のようなものが決められないかということの検討があって、ビタミンDに関しても骨折のことについての検討もあった。だけれども、数値的には何も変えなかったという経緯があるのですね。

ですので、何らかの機能性というものが非常にはっきりしてくれば、食事摂取基準の中での目標量的な数字として、また出てくる可能性が僕はあると思います。その段階で栄養機能食品のほうの範囲をいじるということでやっていけば、何も機能性表示のほうだけがどんどんその3次機能だけを、食事摂取基準のほうでもまだはっきりわからない、根拠も明確でないと言っているにもかかわらず、ここのところだけがどんどん先走っていくというのは、違和感があるなというのが私の印象です。とりあえず、栄養機能食品の中で収めておいていただくというのが、今のところはベターであろうと私は思います。

○寺本座長 わかりました。

私の時間の配分が悪くて、まだ議論が白熱した状態のままで、今回、ビタミン、ミネラルに関しては十分まとめ切れなかったと思います。これは、また次のときにさせていただくと、宿題も幾つかいただいたように思いますので、その宿題も含めまして、次回以降と

いうことにしていきたいと思えます。

それでは、その他として、事務局のほうから何かございますか。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、御報告でございますけれども、この4月から機能性表示食品届出データベースの運用を開始いたしました。昨年度届出分の公表資料につきまして、データベースへの移行が完了しました。また、機能性表示食品届出データベースへアクセスできる二次元コードを作成しましたので、御報告させていただきました。お手元に資料があるかと思えます。

また、今回は、8月4日午前10時から2時間で予定しております。会場につきましては、追って御連絡をいたします。

以上です。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

きょうは非常に活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

本日は、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。